

令和6年能登半島地震に係る災害救助法適用地域の世帯の学生に対する緊急経済支援について

Emergency financial assistance for students from households in areas covered by the Disaster Relief Act in relation to the 2024 Noto Peninsula Earthquake

令和6年1月の能登半島地震により、災害救助法適用地域又は近隣の地域で被災された世帯の学生(新入生を含む)に対して、入学料免除を含む次のとおりの緊急経済支援を実施します。

This emergency financial assistance is provided to students from households affected by the 2024 Noto Peninsula Earthquake in areas covered by the Disaster Relief Act or neighboring areas. The following information is only available in Japanese.

【支援期間】

令和6年10月～令和7年3月

【支援内容一覧】

項目	支援内容
1. 入学料免除	令和6年度新入生に対し、全額免除又は半額免除を行う。
2. 授業料免除	授業料の全額免除又は半額免除を行う。
3. 寄宿料免除	寄宿料を免除する。
4. 被災学生生活費支援金	内容は後述の本学ウェブサイトをご確認ください。

※入学料免除、授業料免除について、すでに納付済みの場合はご相談ください。

※寄宿料免除について、光熱水費は自己負担となります。

【支援対象者】

支援対象者は、次の要件を全て満たす者とする。

1. 災害救助法の適用地域又は近隣の地域で災害に遭った世帯の学生で、家計が急変し修学が困難となった者。
2. 下記のいずれかに該当する者
 - ①家屋が全壊、半壊、又は一部損壊※した世帯の学生（床上浸水、床下浸水を含む）
（罹災証明書による証明が必要です）
 - ②主たる学資負担者が死亡又は失職した学生
3. 申請時に在学する正規生（令和6年度新入生を含みます。休学者は除きます。）

※ 一部損壊の場合は、100万円以上の損害が生じている場合に限り申請可能とします。

【申請手続きの方法】

申請書等をお渡しいたしますので、下記問い合わせ先まで個別にご相談ください。

【問い合わせ先】

学生部学生生活課経済支援（1D棟3階）

TEL：029-853-2228、2227

MAIL：gk.keizaishien@un.tsukuba.ac.jp

※前述の緊急経済支援に加えて下記制度を利用できる可能性もありますので、個別にご相談ください。

- ・日本学生支援機構の制度（給付奨学金家計急変申請など）

<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/pdf/20240105100100.pdf>

- ・つくばスカラシップ緊急支援金

https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/scholarship_tsukuba/scholar_tsukuba_kinnkyu.pdf

- ・茗溪・学都教育助成基金事業緊急支援

https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/meikei_gakuto.pdf

[経済支援に関する情報] 本学ウェブサイト（“筑波大学奨学制度”で検索）

<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/> をご確認ください。